

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和 3 年 2 月 2 2 日（月） 開会 午後 2 時 3 0 分 閉会 午後 3 時 0 0 分
会 場	安城市役所 第 2 3 会議室
委員会を構成 する委員数	法第 8 条による委員数 1 4 名 法第 1 8 条による委員数 2 8 名
出席委員数	法第 8 条による委員数 1 4 名 法第 1 8 条による委員数 2 3 名
欠席委員	鳥居 英持推進委員、石川 和明推進委員、近藤 正俊推進委員 杉浦 正紀推進委員、齋藤 卓推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	岩瀬事務局長、村藤事務局課長、岡田課長補佐、松井主査 市川主査、細井主査、曾我主事
議事録署名者	3 鈴木 貴士 委員 1 3 大見 由紀雄 委員

会議の記録

午後２時半、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名

議事録署名者は ３ 鈴木 貴士 委員 １３ 大見 由紀雄 委員

また、欠席者は １２ 鳥居 英持推進委員 １６ 石川 和明推進委員

１８ 近藤 正俊推進委員 １９ 杉浦 正紀推進委員

２７ 齋藤 卓推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第１ 第５号議案 農地法第３条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第１第５号議案農地法第３条の規定による申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号３から７の計５件です。申請内容は、贈与が１件、売買が４件です。譲受人の理由は、農業経営規模の拡大を図るためが５件です。

また、譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが４件、病気で耕作を続けるのが難しいためが１件です。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田８，４３３㎡、畑２１７㎡、合計８，６５０㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第２ 第６号議案 農地法第５条の規定による申請について

上記の議題について曾我主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第２第６号議案 農地法第５条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号12から17までの6件です。転用行為別に見ますと、分家住宅が1件、駐車場が1件、資材置場が1件、住宅敷地の拡張が1件、園庭が1件、駐車場及び接道が1件です。

面積につきましては、田2,275㎡、畑2,267.39㎡、合計4,542.39㎡です。

それでは、説明案件に移ります。今回の説明案件は受付番号16です。

申請日は令和3年2月5日、同日農業委員会受付となっております。本案件は、受人が、渡人の所有する農地を転用し、認定こども園の園庭を建設するものです。現時点で園児の人数に対する園庭の広さが不足している状況ですが、令和3年秋ごろに発達支援事業を展開予定であることから、さらに広さ不足になるとみられ、本申請に至りました。

申請人、申請地、農地区分及び許可基準については、お配りしたA3両面刷り2つ折りの資料をご覧ください。

資料1について、どこで誰がどのくらいの規模で何をするかを簡単に記載していますが、最下段の立地基準・許可基準について資料2を用いて説明いたします。

申請地は南西側の一部が農地に接しておりますが、周囲を連続した宅地に囲まれていることから、許可見込みのある立地条件・第3種農地とみております。なお、周辺地目は資料3も併せてご確認ください。

事業期間につきましては、令和3年4月10日から着工し、令和3年8月31日に完成する計画となっております。

土地利用計画については、資料4でご説明します。

周辺農地等に係る支障の有無についてですが、敷地境界に小堤を設置するため、隣接地への土砂の流出を防ぐ計画になっています。

排水計画について、汚水雑排水は発生せず、雨水については敷地内に自然浸透させる計画となっています。

許可後は、前述のとおり遅滞なく申請農地をその用途に供する予定です。

また、申請者は資金計画についても支障なく、転用行為を行うために必要な資金があると判断しています。

説明案件を含む6件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周辺農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上支障がないことを確認しております。

本件以外で申請面積1,000㎡以上の案件について、該当案件は受付番号13です。別紙A4の地図にてご確認ください。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、2月15日金曜日に、太

田良子委員と神谷誠委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第7号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第3 第7号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号2の1件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

面積については、田3, 734㎡です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第8号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第4第8号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画等について、今回は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画案についてご説明申し上げます。

令和2年度農用地利用配分計画案の集計表をご覧ください。農用地配分計画は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために農地中間管理機構が作成する計画です。

市は、農地中間管理機構からの依頼を請けこの配分計画の案を作成することになっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定では、この案を作成するにあたり、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くも

のとするとしておりますのでご審議をお願いします。

今回は、耕作者の経営規模の縮小に伴う権利の移転および経営移譲に伴う権利の移転となります。

権利の移転を受ける者、権利の移転をする者、移転の時期、移転する権利、及び移転する土地はご覧のとおりとなっています。

集計表の一番下をみていただきますと合計が記載されております。

権利の移転をする農地の面積の合計は、69筆、97,039㎡です。

本日、農用地利用配分計画案の内容についてご了承いただけたら、農地中間管理機構に提出させていただくことになります。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第2号 専決処分について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第5 報告第2号専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号1の1件です。転用行為の概要は駐車場の設置です。面積は、田23㎡、畑330㎡の合計353㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号3から13の11件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が2件、専用住宅の建築が7件、分譲宅地用地が1件、共同住宅の建築が1件です。面積は、田1,349㎡、畑1,781.13㎡の合計3,130.13㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号1から8の8件です。解約事由別にみますと、転用するためが1件、自作するためが5件、売却するためが2件です。面積は、田20,195㎡となっております。

続きまして、現況証明願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号1及び2の2件です。大正8年に居宅が建築され、平成7年に増築、以降宅地の状態で現在に至るものが1件、昭和57年より農業用倉庫が建築され、以降宅地の状態で現在に至るものが1件です。面積は、畑323㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について岡田課長補佐から次のとおり説明があった。

まず、「1」の「賃借料情報の提供について」でございますが、1ページの、資料1をご覧ください。この件は、平成21年の農地法改正により、従来あった標準小作料の仕組が廃止され、その代わりに、農業委員会が農地の賃借料の目安となる価格を取引の実勢から算定した上で情報提供するというのが同法の第52条に定められましたので、以後、この規定に従いまして、毎年この時期の報告議題としているものでございます。

では、1ページの表をご覧ください。令和元年11月からのおよそ1年間におきまして、田の10a当たりの賃借料の実勢価格は、平均額が12,600円、最高額が15,600円、最低額が3,900円でした。これらの価格につきましては、本日の委員会終了後に市の公式ウェブサイトで公表をさせていただきます。

なお、表の欄外に注意事項が4つ記載してございますが、まず、畑については取引の数が少ないことから、目安として使用し得る適切な情報を提供するのが難しいため、集計しておりません。

次に、今回の集計に用いたデータ数は1,918件で、農地中間管理機構による賃借権設定の筆数の合計でございます。

また、農地中間管理機構及び旧農地利用集積円滑化団体、すなわちJAが定める賃借料の算定方法というのは、米1俵、60キログラム相当額を基本としており、標準額の13,000円を基準としまして、ほ場の面積や耕作条件等により段階的に設定される仕組になっております。

最後に、今回の集計に当たっては、例えば無償の使用貸借契約や著しく低額な賃料による場合、又は逆に、田で施設野菜を栽培する場合などの著しく高額な賃料によるデータは除いております。

では、この件についての説明は以上でございます。

次に、「2」の次回の予定でございます。開催日は3月22日(月)、会場につきましては、市役所のさくら庁舎、かつて婦人会館と呼ばれておりました、安城公園の西側の、1本道を挟んだところにある建物の2階です。駐車場につきましては、建物周辺の区画をご利用ください。なお、今の体制になってからも、昨年の8月にそこで一度委員会を開催しておりますので、皆様には建物の場所はお分かりいただけているかと思います。

次に、時間等につきましては、午後1時30分から第34会議室で運営委員会、

午後２時３０分から定例会、午後３時３０分から研修会を第３６会議室で開催することとしております。

研修会につきましては、本日行う予定をしておりました内容をそのまま先送りしまして、「市街化調整区域内の開発許可制度」についての講義を、市の建築課の職員にしてもらう予定をしておりますが、緊急事態宣言の状況などにより再び中止することも考えられますので、事前の開催通知の内容を必ずご確認いただきますようお願い申し上げます。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後３時、議長は閉会を宣する。